

新型コロナウイルスの
集団発生防止のために…

避けよう! 3つの密

換気の悪い
密閉空間



多数が集まる
密集場所

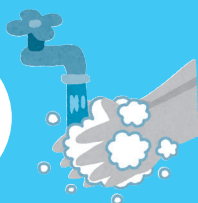


間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。日ごろの生活の中で、3つの「密」が重ならないように気を付けましょう。

まずは
手洗い!



感染症対策の基本は手洗いです。ドアノブや電車のつり革等、様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前等こまめに手を洗い、ウイルスを除去しましょう。

※ 30 秒以上、石けんを用いて流水で行うのが有効です

【新型コロナウイルスの感染が疑われる場合】

以下のいずれかに該当する人は、下記相談窓口にお電話でご相談ください。

- ①風邪の症状や 37 度 5 分以上の発熱が 4 日以上続く人(高齢者等の重症化しやすい人は 2 日以上)
- ②強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある人

相談窓口：半田保健所 ☎ 21-3342 ※ 24 時間体制

【一時的な資金の緊急貸付について】

愛知県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しています。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの人に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

●休業された人向け（緊急小口資金）

・対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

・貸付上限額（無利子）

10 万円以内（学校の休業等、特例の場合 20 万円以内）

●失業された人向け（総合支援資金）

・対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

・貸付上限額（無利子）

◎ 2 人以上：月 20 万円以内 ◎ 単身：月 15 万円以内

貸付期間：原則 3 月以内

問合せ・申込み先：武豊町社会福祉協議会 ☎ 73-3104

事業者への各種支援制度については、町ホームページをご確認ください

